

標準字体										0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	〃	。	ー
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ
ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	ミ	ム	メ	モ	ヤ	ユ	ヨ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	ン	

帳票種別 ※ 34360	①管轄局署 □□□□□□	③新継再別 1新 5継 7再	④受付年月日 元号 年 月 日 □□□□□□□□	⑧業通別 1業 3通	⑨三者コード 1自 3労 5他	⑩日雇コード 1日	⑪特別加入者 □□
⑦平均賃金 十 万 万 千 百 十 円 ※ □□□□□□□□	⑫特別給与の額 十 万 万 千 百 十 円 □□□□□□□□	⑬日数査定 1療 2賃 3待 4他	⑭特支コード 1特	⑮委任未支給 1委 3未	⑯特別コード 1特		
②労働保険番号 府 県 所 掌 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号 □□□□□□□□□□□□□□□□		⑤労働者の性別 1男 3女 □		⑥労働者の生年月日 元号 年 月 日 □□□□□□□□□□		⑦元傷又は発病年月日 元号 年 月 日 □□□□□□□□□□	
⑫労働氏名 シメイ(カタカナ): 姓と名の間は1文字あけて記入してください。濁点・半濁点は1文字として記入してください。 □□□□□□□□□□□□□□□□		⑦郵便番号 □□□□-□□□□		⑩賃金を受けなかった日の日数(内訳別紙2のとおり。)		⑪療養のため労働できなかった期間 元号 年 月 日 から 元号 年 月 日 まで 1〜9月は右へ 1〜9月は右へ 1〜9月は右へ	
⑫の者については、⑦、⑩、⑪、⑫から⑬まで(⑬のハを除く。)、及び別紙2に記載したとおりであることを証明します。 年 月 日 事業の名称 電話 局番 事業場の所在地 郵便番号 事業主の氏名 印 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名) 労働者の直接所属 電話 局番 事業場名称所在地		⑭預金の種類 1普通 3当座 □		⑮口座番号(左詰め。ゆうちょ銀行の場合は、記号(5桁)は左詰め、番号は右詰めで記入し、空欄には「0」を記入。)		⑯マイギニン(カタカナ): 姓と名の間は1文字あけて記入してください。濁点・半濁点は1文字として記入してください。 □□□□□□□□□□□□□□□□	
振する関の金名を希望機称 □□□□□□□□□□□□□□□□		⑰金融機関 □□□□□□□□□□□□□□□□		⑱郵便局コード □□□□□□□□□□		⑲傷病の部位及び傷病名 □□□□□□□□□□□□□□□□	
⑲療養の期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間 診療実日数 日		⑳療養の現況 年 月 日 治 ゆ・死 亡・転 医・中 止・継続中		㉑療養のため労働することができなかったと認められる期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間のうち 日		㉒の者については、㉓から㉔までに記載したとおりであることを証明します。 年 月 日 郵便番号 電話 局番	
㉓傷病の経過 年 月 日 治療の場所 名称 診療担当者氏名 印		㉔の者については、㉕から㉖までに記載したとおりであることを証明します。 年 月 日 郵便番号 電話 局番		㉕の者については、㉖から㉗までに記載したとおりであることを証明します。 年 月 日 郵便番号 電話 局番		㉖の者については、㉗から㉘までに記載したとおりであることを証明します。 年 月 日 郵便番号 電話 局番	

※印の欄は記入しないでください。
(職員が記入します。)

◎裏面の注意事項を読んでから記入してください。

折り曲げる場合には、(▲)の所を谷に折りさらに2つ折りにしてください。

(注意) 一、二、三、記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明りように記載してください。
二、記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合に○で囲んでください。(ただし、⑤及び⑧欄並びに⑥、⑦及び⑩欄の各号については該号番号を記入枠に記入してください。)
三、□□□□で表示された枠(以下、記入枠という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけたりしないでください。上記により 休業補償給付の支給を請求します。
休業特別支給金の支給を申請

郵便番号 電話 局番

年 月 日

住所 (方)

請求人の
申請人

氏名 印

労働基準監督署長 殿

一、所定労働時間後に負傷した場合には、⑭及び⑳欄については、当該負傷した日を除いて記載してください。

二、別紙1①欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養等のために休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた賃金の額を算定基礎から控除した平均賃金に相当する額が平均賃金の額をこえる場合に記載し、控除する期間及び賃金の内訳を別紙1②欄に記載してください。この場合には、⑳欄に、この算定方法による平均賃金に相当する額を記載してください。

三、別紙2は、⑳欄の「賃金を受けなかった日」のうちに業務上の負傷又は疾病による療養のために所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日（別紙2において「二部休業日」という。）が含まれる場合に限り添付してください。

四、請求人（申請人）が特別加入者であるときは、

（一）⑳欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。

（二）⑦、⑧、⑨、⑭、⑯、㉑及び㉒欄の事項を証明することができる書類その他の資料を添付してください。

五、事業主の証明は受ける必要はありません。

第二回目以後の請求（申請）の場合には、

（一）⑭、⑯、㉑及び㉒欄については、前回の請求又は申請後の分について記載してください。

（二）別紙1から㉒欄まで及び㉓欄は記載する必要はありません。

（三）別紙1（平均賃金算定内訳）は付する必要はありません。

（四）この請求（申請）が離職後である場合（療養のために労働できなかった期間の全部又は一部が離職前にある場合を除く。）には、

表面の記入枠 を訂正したと きの訂正印欄	削 加	字 字	印
----------------------------	--------	--------	---

社会保険 労務記 載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		印	

六、事業主の証明は受ける必要がないことは、㉔欄は記載する
休業特例支給金の支給の申請のみを行う場合には、必要ありません。

七、「事業主の氏名」の欄、「病院又は診療所の診療担当者氏名」の欄
及び「請求人（申請人）」の欄は、記名押印のことに代えて、自筆
による署名をすることができるとなっています。

労働保険番号										氏名		災害発生年月日	
府県		所管管轄		基幹番号				枝番号				年 月 日	

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日			年 月 日			常用・日雇の別			常用・日雇			
賃金支給方法			月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制						賃金締切日		毎月 日	
A	月・週 よって支払ったもの の期間に	賃金計算期間		月 月 日から 日まで		月 月 日から 日まで		月 月 日から 日まで		計		
		総 日 数		日		日		日		(イ) 日		
		賃金	基本賃金		円		円		円		円	
			手 当									
			手 当									
			計		円		円		円		(ロ) 円	
		B	日 他若し請負制によつて支払ったもの の期間に	賃金計算期間		月 月 日から 日まで		月 月 日から 日まで		月 月 日から 日まで		計
総 日 数				日		日		日		(イ) 日		
労働日数				日		日		日		(ロ) 日		
賃金	基本賃金			円		円		円		円		
	手 当											
	手 当											
	計			円		円		円		(ロ) 円		
総 計			円		円		円		(ハ) 円			
平均賃金			賃金総額(ホ) 円÷総日数(イ) = 円 銭									
最低保障平均賃金の計算方法												
Aの(ロ) 円÷総日数(イ) = 円 銭 (イ)												
Bの(ニ) 円÷労働日数(ハ) × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (ロ)												
(イ) 円 銭+(ト) 円 銭 = 円 銭 (最低保障平均賃金)												
日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間		(イ) 労働日数又は労働総日数		(ロ) 賃金総額		平均賃金 $\left(\frac{(ロ)}{(イ)} \times \frac{73}{100} \right)$				
		月 月 日から 日まで		日		円		円 銭				
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額 円										
	第4号の場合	従事する事業又は職業 都道府県労働局長が定めた金額 円										
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第52条による。)	平均賃金協定額の承認年月日 年 月 日 職種 平均賃金協定額 円											
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金の総額(ホ)－休業した期間にかかる②の(リ)) ÷ (総日数(イ)－休業した期間②の(チ)) (円－ 円) ÷ (日－ 日) = 円 銭												

② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳					
賃 金 計 算 期 間		月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数		日	日	日	(㊦) 日
業 休 務 業 外 し の た 傷 期 病 間 中 の 療 養 等 の 賃 金 の た め	基 本 賃 金	円	円	円	円
	手 当				
	手 当				
	計	円	円	円	(㊧) 円
休 業 の 事 由					

③ 特 別 給 与 の 額	支 払 年 月 日	支 払 額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

[注 意]

③欄には、負傷又は発病の日以前 2 年間（雇入後 2 年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた労働基準法第12条第 4 項の 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（特別給与）について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前 1 年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前 1 年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。